## 第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況の把握方法

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁			
第1 損	第1 損害回復・経済的支援等への取組							
1		日本司法支援センターが運用する民事法律扶助制度の活用により、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。		利用できる法テラスの民事法律 扶助制度による支援の内容を把 握	法務省			
2		なる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対し、犯罪 被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取 できるよう研修を実施する。また、引き続き、弁護士会等と	法テラスにおける精通弁護士紹介件数及び精通弁護士名簿登載者数並びにDV等被害者法律相談援助件数及びDV等被害者援助弁護士数を把握	法テラスにおける職員に対する 研修の実施状況を把握	法務省			
3 (220)	関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。	被害回復給付金支給手続につ	被害者連絡の実施状況や、「被害者の手引」の作成・活用状況等を把握 犯罪被害者等の保護・支援のための制度改正等を踏まえたパンフレットの改訂状況を把握				
4		法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴 記録の弾力的開示等の制度について周知徹底を図る。	数	不起訴記録の弾力的開示について、検察官等を対象とする研修における犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施状況を把握	法務省			
5		による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金	自動車損害賠償保障法第16条 の6による重要事案の届出件数 及び同法第23条の6による指定 紛争処理機関における紛争処 理件数を把握		国土交通省			

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
6		金融庁において、犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切に対応する。		各保険会社の保険金支払管理 態勢について、当庁に寄せられ た情報等を把握のうえ、必要に 応じて検査・監督においてモニタ リングを行う。	金融庁
7		公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。	法律相談・示談斡旋回数を把握		国土交通省
8		国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を塡補することにより、適切な支援を行う。	付件数、損害てん補件数(支払		国土交通省
9		法務省において、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を 犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能 である旨を引き続き周知する。		周知状況を把握	法務省
10	暴力団犯罪による被害 の回復の支援	警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士 会の民事介入暴力対策委員会等と連携し、暴力団犯罪による 被害の回復を支援する。		暴力団犯罪による被害の回復 の支援を図るために行った取組 状況を把握	警察庁
11		警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。		調査の実施状況及び検討状況 を把握	警察庁
12		法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第2号)の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。		既に実施した調査研究を通じて 諸外国における法制度や運用 状況を把握するとともに、検討 状況を把握	法務省
13	犯罪被害給付制度の運 用改善	警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への教示等について都道府県警察を指導するとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給に努める。			警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
14	性犯罪被害者の医療費 の負担軽減	警察庁において、都道府県警察に対し、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費の公費負担に要する経費を補助する。また、緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用され、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるようにするとともに、性犯罪の被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。	及び都道府県警察における運		警察庁
15	カウンセリング等心理 療法の費用の負担軽減 等	府県警察を指導する。また、警察庁において、カウンセリン	<ul><li>・都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況</li><li>・警察庁における予算獲得状況及び都道府県警察における運用状況</li><li>を把握</li></ul>		警察庁
16	司法解剖後の遺体搬送 費等に対する措置	都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修 復費の公費負担制度の積極的な活用を図る。	警察庁における予算獲得状況 及び都道府県警察における運 用状況を把握		警察庁
17	地方公共団体による見 舞金制度等の導入促進 等	る見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請	見舞金等の支給制度や生活資 金等の貸付制度を導入している 地方公共団体数を把握	地方公共団体における見舞金 等の支給制度や生活資金等の 貸付制度の情報提供の状況を 把握	警察庁
18 (244)	預保納付金の活用	振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込め詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。		奨学金事業及び助成事業の実 施状況を把握	金融庁 財務省 警察庁
19		警察庁において、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。		国外犯罪弔慰金等支給制度の 周知の事例を把握	警察庁 外務省
20	公営住宅への優先入居 等	国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体 による公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を 図る。			国土交通省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
21		住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区 町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対 して要請していることについて、会議等の場を活用して周知 する。	都道府県及び政令市における 公営住宅への優先入居戸数及 び目的外使用戸数を把握		国土交通省
22		住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。	公営住宅の管理主体から要請 があった場合に、借上げされた 賃貸住宅の戸数を把握		国土交通省
23		るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知する とともに、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害	居住支援協議会及び居住支援 法人への支援実績(共生社会実 現に向けた住宅セーフティネット 機能強化・推進事業による補助 件数)を把握	法人における効果的な取組等を	国土交通省
24		国土交通省において、関係機関と連携し、公営住宅への入居 に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。		都道府県及び政令市における 公営住宅への入居に関する犯 罪被害者等への情報提供方法 を把握	国土交通省
25 (90)	被害直後及び中期的な 居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。			厚生労働省
26 (91)		いて」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、児童相談所の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。	個別対応できる児童相談所一 時保護所数を把握		厚生労働省
27		確保や心理的ケアが十分に行われるよう、婦人相談所の体制 を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効	婦人相談所一時保護所における心理療法担当職員数、婦人相 談所における休日夜間電話相 談実施自治体数を把握		厚生労働省
28		活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の	婦人保護施設における心理療 法担当職員数、個別対応職員 の配置状況を把握		厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
29		警察庁において、都道府県警察に対し、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を補助するとともに、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。			警察庁
30		警察庁において、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切になされるよう、地方公共団体に対する啓発・情報提供を行う。			警察庁
31	性犯罪被害者等に対す る自立支援及び定着支 援		「DV被害者等自立生活援助事 業」の実施か所数を把握		厚生労働省
32	事業主等の理解の増進	母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事 業の適正な運用に努める。	犯罪被害者に限った数値の把握は困難だが、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の支給実績を把握		厚生労働省
33		公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。		当該事業について、ハローワークに相談に来る事業主すべてに犯罪被害者を雇用しているかを確認した上で実績のフォローアップをするのは、人権配慮上不可能であるが、相談の中で犯罪被害者を雇用していることが把握された事業主について、適切な支援を行えていない場合には、労働局に対して必要な指導を行うこととしており、当該状況を把握	厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
34		公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。		当該事業について、ハローワークに相談に来る方のすべてに犯罪被害者であるかを確認した上で実績のフォローアップをするのは来所者への人権配慮上不可能であるが、相談の中で本人の申し出等により犯罪被害者であることが把握された方につい場合には、労働局に対して必要な指導を行うこととしており、当該状況を把握	
35		厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解 決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図 るとともに、同制度の適正な運用に努める。		・労働基準監督署やハローワークにおける周知・厚生労働省ホームページ等への掲載・労使団体や業界団体へのパンフレット等の配布・労働委員会など他のADR機関でのリーフレットを用いた周知等の取組状況を把握	
36		厚生労働省において、事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。		・労働基準監督署やハローワークにおける周知・厚生労働省ホームページ等への掲載・労使団体や業界団体へのパンフレット等の配布・労働委員会など他のADR機関でのリーフレットを用いた周知等の取組状況を把握	
37	的・身体的被害からの 回復等のための休暇制 度の周知・啓発	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。			厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
第2 精	<b>请神的·身体的被害</b>	の回復・防止への取組			
38			「PTSD対策専門研修」の「犯罪・ 性犯罪被害者コース」の研修実 施回数、受講者数を把握		厚生労働省
39		情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度を 運用している。同制度においては、PTSD等の疾病の治療	医療機能情報提供制度について周知している政府広報、厚生労働省ホームページの定期的な情報の更新回数を把握		厚生労働省
40	医療現場における自立 支援医療制度の周知	PTSD等の治療に係る自立支援医療(精神通院医療)制度については、厚生労働省において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知(平成28年4月28日障精発0428第1号)により、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度周知徹底を依頼するなど、引き続き周知する。		通知等により、PTSD治療(保険診療に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療(精神通院医療)の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知していることを把握	厚生労働省
41	犯罪被害者等への適切 な対応に資する医学教 育の推進	を通じて、相呼疾患への物物が心と治療の失情に関する医子     部卒業牛の理解促進を図る。	臨床研修医の研修修了時において、精神科研修期間と精神科 疾患の急性期入院患者の経験 数を把握	医学部において、精神的被害に 関する知識・診断技能及び犯罪 被害者等への理解を深める教 育をしている事例を把握	文部科学省 厚生労働省
42	に関する精神保健福祉	精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。	性犯罪被害者コース」を受講し		厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
43	つ適切な救急医療の提 供	療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制*2の充実強化を図る。	・全国の初期救急医療機関、第二次救急医療機関、第三次救急医療機関、第三次救急医療機関の数・全国に設置されている都道府県メディカルコントロール協議会、地域メディカルコントロール協議会の数を把握		厚生労働省
44		的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との	精神的疾患を伴う患者が搬送されてきた時に、常時院内の精神 科医が直接診察するか、救命救 急センターの医師が昼夜を問わず精神科医に相談できる体制を とっている救命救急センターの 数を把握		厚生労働省
45	自動車事故による重度 後遺障害者に対する医 療の充実等	ハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等	護料の受給者数・金額	療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向け た取組を把握	国土交通省
46	高次脳機能障害者への 支援の充実		<ul><li>・都道府県の拠点機関における相談支援コーディネーターの配置状況</li><li>・研修会の開催回数及び参加人数</li><li>・連絡協議会の開催回数</li><li>を把握</li></ul>		厚生労働省
47	子供の被害者等に対応 できる思春期精神保健 の専門家の養成		「思春期精神保健研修」の研修 実施回数、受講者数を把握		厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
48	被害少年等のための治療等の専門家の養成、 体制整備及び施設の増 強に資する施策の実施				厚生労働省
49	里親制度の充実	厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親 支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を 図る。	登録里親数を把握		厚生労働省
50	児童虐待への夜間・休 日対応の充実等	厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を含めいつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できるよう、その体制整備に努める。		増員計画に基づき児童福祉司 の増員を図るとともに、24時間 365日相談に対応できるよう非 常勤職員の配置にかかる補助 などにより体制強化を支援する 取組を把握	厚生労働省
51		厚生労働省において、虐待を受けた児童に対する医療ケアの 重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に 努める。		児童相談所と地域の医療機関と の連携事例等を把握	厚生労働省
52	被害少年等の保護に関 する学校及び児童相談 所等の連携の充実	文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関との連携の充実を図る。		地方公共団体における学校と被害少年等の保護に資する関係 機関との連携事例を把握	文部科学省 厚生労働省
53	校における教育相談体 制の充実等	文部科学省において、被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。	クールソーシャルワーカーの配	犯罪等の被害に関する研修等 を把握	文部科学省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
54		文部科学省において、被害少年等である児童生徒に対する心理的ケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。		大学の教職課程における、教育相談について学ぶ授業科目の 事例を把握	文部科学省
55	被害少年の精神的被害 を回復するための継続 的支援の推進	者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は 犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団	・被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱数 ・少年補導職員(少年相談専門職員を含む)の配置数 を把握		警察庁
56	警察における性犯罪被 害者に対するカウンセ リングの充実		・都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況 ・警察庁における予算獲得状況 及び都道府県警察における運用状況 を把握		警察庁
57 (177)	性犯罪被害者等に対す る緊急避妊に関する情 報提供	厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。	性と健康の相談センター等による情報提供の状況を把握		厚生労働省
58 (178)	性犯罪被害者への対応 における看護師等の活 用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力 を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専 門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓 発を推進する。		今般、対応すべき内容としては 啓発を推進することと認識して おり、医療機関に対して、啓発 の推進を把握	厚生労働省
59 (172)	ワンストップ支援セン ターの体制強化	内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。	置件数 ・ワンストップ支援センター等で 365日緊急対応ができる都道府 県数 ・ワンストップ支援センターの相 談件数		内閣府

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
60 (173)		警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。		地方公共団体への事例の紹介 状況を把握	警察庁
61 (174)		厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者 支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンス トップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、 協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援 団体等に提供する。		都道府県職員への周知を把握	厚生労働省
62 (175)		ともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に	医療機能情報提供制度について周知している政府広報、厚生労働省ホームページの定期的な情報の更新回数を把握(厚生労働省ホームページにおいて、医療機能情報提供制度に基づき検索可能な項目の周知を行っている)		厚生労働省
63 (176)		前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。		<ul><li>・支援状況等についての調査及び結果</li><li>・支援状況等の事例を把握</li></ul>	内閣府 警察庁 厚生労働省
64	犯罪被害者等に関する 専門的な知識・技能を 有する専門職の養成等	警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者 等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及 び研修の実施を促進する。		<ul><li>・研修への講師派遣や資料提供の状況</li><li>・犯罪被害者週間啓発イベントへの参加の促進状況等を把握</li></ul>	
65		警察庁及び厚生労働省が連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。		<ul><li>・研修への講師派遣や資料提供の状況</li><li>・犯罪被害者週間啓発イベントへの参加の促進状況等を把握</li></ul>	警察庁 厚生労働省
66		警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。		<ul><li>・研修への講師派遣や資料提供の状況</li><li>・犯罪被害者週間啓発イベントへの参加の促進状況</li><li>等を把握</li></ul>	警察庁 文部科学省 厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
67		前記施策のほか、警察庁において、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。		<ul><li>・研修への講師派遣や資料提供の状況</li><li>・犯罪被害者週間啓発イベントへの参加の促進状況等を把握</li></ul>	警察庁
68	法科大学院における教育による犯罪被害者等の理解の向上の促進	文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。		法科大学院における犯罪被害 者等に対する理解の向上をさせ る教育の事例を把握	文部科学省
69	犯罪被害者等に対する 医療機関の医療機能に 関する情報の提供	療機関の医療機能に関する情報をウェブサイト上で提供する	医療機能情報提供制度について周知している政府広報、厚生労働省ホームページの定期的な情報の更新回数を把握		厚生労働省
70	犯罪被害者等の受診情 報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知)に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。		「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知)のホームページ掲載を把握	厚生労働省
71		金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報をは じめとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題が あると認められる場合には、保険業法(平成7年法律第105 号)に基づき、当該保険会社に対する検査・監督において適 切に対応する。		各保険会社の個人情報の取り 扱いについて、各社から提出される個人情報漏洩報告等の内容を把握のうえ、必要に応じて 検査・監督においてモニタリングを行う。	金融庁
72	定後の加害者に関する 情報の犯罪被害者等へ	法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、同制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	個々の事件により通知の要否は 異なるため、その増減により定 量的進捗効果を測ることはでき	【後段】 検討状況を把握	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
73	医療観察制度における 加害者の処遇段階等に 関する情報提供の適正 な運用	法務省において、医療観察制度における犯罪被害者等に対する加害者の処遇段階等に関する情報提供制度に基づき、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する犯罪被害者等の要望に応じた情報提供について、一層円滑かつ適正な運用に努める。また、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ検討を行う。		【後段】 検討状況を把握	法務省
74		法務省において、心情等伝達制度等を利用した犯罪被害者等 の体験談等を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、更生 保護における犯罪被害者等施策の広報や関係機関・団体等に 対する周知に努める。		法務省ウェブサイトへの掲載状 況を把握	法務省
75	被害者等通知制度の周 知	検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度の周知に努める。また、法務省において、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知に努める。		パンフレットの活用状況を把握	法務省
76	加害者に関する情報提 供の適正な運用	刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察へ	異なるため、その増減により定量的進捗効果を測ることはできないが、被害者等通知制度によ		法務省
77	警察における再被害防 止措置の推進	警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ 等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。			警察庁
78		警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。		再被害防止の推進を図るため の防犯指導・警戒等の措置状況 を把握	警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
79	警察における保護対策 の推進	警察において、暴力団等による危害を未然に防止するため、 暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者とし て指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防 止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を 発揮した保護対策を推進する。		保護対策の推進を図るために 行った取組状況を把握	警察庁
80 (134)		加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。		保釈に関する犯罪被害者等に 対する安全への配慮の充実に 関して、検察官等を対象とする 研修等において情報共有や講 義が実施されている状況を把握	法務省
81				関係機関との連携や取組状況 について、都道府県警察からの 報告を把握	警察庁 厚生労働省
82			・少年相談受理件数・スクールサポーターの配置数を把握	地方公共団体における再被害 の防止を実現する事例を把握	警察庁 文部科学省
83	犯罪被害者等に関する 情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正な運用に努める。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。		・犯罪被害者等に関する情報の保護のための措置に関して、検察官等を対象とする研修等に対いて情報共有や講義が実施といる状況を把握(ないる状況を把握(ながまないの者とが、最高裁判ののでは、と、では、のがでは、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一	

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
84		法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。		犯罪被害者等に関する情報の 保護に関して、検察官等を対象 とする研修等において、情報提 供や講義が実施されている状況 を把握	法務省
85		日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対 し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指 導を行う。		法テラスにおける職員に対する 指導状況を把握	法務省
86		総務省において、引き続き、市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」(平成29年9月29日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。		住民基本台帳におけるDV等支援措置については、個別の事案に関し必要に応じて助言を行うとともに、会議等での周知やウェブサイト等での情報発信等を行っている。	総務省
87		法務省において、引き続き、市区町村における「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」(平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合に規定する関節の方法について」(平成27年3月31日付け法務省民事局民事第二課長通知)等に基づく取組及び「DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」(平成25年9月20日付け法務省民事局商事課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。		【戸籍関係】 市区町に対しては、DV被害書書等のは所等の記載がある務値に対しては、ある務値に対しては、ある務値に対している法務に関して、周囲に対して、周囲に対して、高度を通過に対して、高度をでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
88		国土交通省において、引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知)や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	取扱いの実施に係る申請件数 (運輸支局等、軽自動車検査協		国土交通省
89 (274)		警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。		都道府県警察の広報担当者が参加する会議等の中での協議・ 検討の場において、実名・匿名 発表が問題となった事例を把握	警察庁
90 (25)	一時保護場所の環境改 善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時 保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託 の適正な運用に努める。	再掲		厚生労働省
91 (26)		厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等に基づき、児童相談所の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。	再掲		厚生労働省
92	期発見・早期対応のた	内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案が その子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神 的ケア等の支援の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援 センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相 談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進する。		・研修内容についてのアンケート 調査を実施し、その結果等 を把握	内閣府 厚生労働省
				支援センター等の関係機関との 連携事例等を把握 ・児童虐待の早期発見等に資す	
93		警察において、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、児童虐待への対応の強化を図る。		<ul><li>・児童虐待の早期発見等に負りる研修の実施状況</li><li>・都道府県警察における「児童虐待対策官」の設置状況を把握</li></ul>	言余万

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
94		法務省において、法的問題の解決が必要な児童虐待及び児童 虐待を伴う配偶者等からの暴力事案について、日本司法支援 センターの法律相談援助等の利用を促進する。		法テラスにおける法律相談制度 に関する広報活動の実施状況 を把握	法務省
95		文部科学省において、学校教育関係者等の職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。		地方公共団体における早期発 見・早期対応のための体制整備 や的確な対応をした事例を把握	文部科学省
96		文部科学省において、地域における児童虐待の未然防止等に 資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学び や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつ つ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等によ る保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域 の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。		家庭教育支援チーム等の取組 事例を把握	文部科学省
97		厚生労働省において、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に資するよう、児童相談所・市区町村の体制の強化、児童相談所を中心とした様々な関係機関の連携及び体罰等によらない子育てを推進するとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。	<ul><li>・児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置状況</li><li>・警察官、教員等の児童相談所への配置状況</li><li>を把握</li></ul>	毎年実施している児童相談所長 会議等を通じ、地方公共団体等 における効果的な取組等を把握	厚生労働省
98		いて」に基づき、配偶者等からの暴力事案の被害者等に同伴 する児童に対する支援の充実を図るため、婦人相談所に児童 相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置す	「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」、「同伴児童学習支援事業」、「心理療法担当職員」、「個別対応職員」の実施か所数を把握		厚生労働省
99	児童の死亡事例等の検	厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会 児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に 関する専門委員会」の下で児童の死亡事例等の検証を実施す る。			厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
100	再被害の防止に資する 教育の実施等	内閣府において、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する 支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会 内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、地 方公共団体において民間の団体と連携してプログラムを実施 するためのガイドラインを策定するなど、本格実施に向けた 検討を行う。		加害者プログラムを試行実施して、その成果等を把握	内閣府
101 (154)		「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載され	育の受講開始人員 ・「被害者の視点を取り入れた教	・指導前後の心情や態度等の変化の把握を検討	法務省
102	再被害の防止に資する 適切な加害者処遇	地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、 犯罪被害者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執 行猶予者の特別遵守事項の適切な設定に努めるとともに、保 護観察所において、当該事項を遵守させるための加害者に対 する指導監督を徹底する。		事案に応じた特別遵守事項の 設定及び指導監督の実施状況 を把握	法務省
103		ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として 刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予 となった者については、犯罪被害者等との接触の禁止等の特 別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に 把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察 所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等 を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。	る特異動向等の警察及び保護 観察所双方の通報件数並びに これらに対し、保護観察所により		警察庁法務省
104		法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び 被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指 導を徹底する。			法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
	再被害防止のための安 全確保方策の検討	内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の安全確保方策について検討する。		・研修の実施状況 ・研修内容についてのアンケート 調査を実施し、その結果等 を把握	内閣府
105				実態及び検討状況を把握	警察庁
			法テラスにおける精通弁護士紹介件数及び精通弁護士名簿登載者数並びにDV等被害者法律相談援助件数及びDV等被害者援助弁護士数を把握		法務省
106	職員等に対する研修の 充実等	内閣府において、ワンストップ支援センターの相談員、行政職員及び医療関係者に対する研修を引き続き実施するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修の令和3年度からの実施を検討する。また、支援に関する基礎知識をオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める。		・研修の実施状況 ・研修内容についてのアンケート 調査を実施し、その結果等 を把握	内閣府
107		警察において、犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、犯罪被害者、遺族等による講演、警察本部の犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。		職員に対する研修等の実施状 況を把握	警察庁
108		警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。		警察庁及び都道府県警察における配偶者から暴力事案対策を含む研修の実施状況を把握	警察庁
109		警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配意しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。		被害児童の聴取に関する研修 の実施状況を把握	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
110		警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。		・性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、性犯罪被害者の心情に配意した適切な対応を行うための研修実施状況・また、その中で、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応についての研修を実施した警察学校数を把握	
111		警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。		性犯罪捜査に従事する警察官等を対象に、性犯罪被害者の心情に配意した適切な対応を行うための研修の中での、「障害者の特性を踏まえた捜査」等の内容の取扱状況を把握	警察庁
112 (235)		法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察 官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被 害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期 援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害 者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員 に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全 国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした 研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等 の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にする ための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努め る。		法務省において行う研修の参加 者に対してアンケート調査を実 施するなどし、研修等の効果を 把握	法務省
113		法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等への理解を深めることに資するセミナーを実施するとともに、積極的に検察官に市民感覚を学ばせつつ、幅広い視野、見識等をかん養させることを目的として、公益的活動を行う民間の団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどして、職員の対応の向上に努める。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を 把握	法務省
114 (149) (236)		法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の 犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等に よる講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の 内容の一層の充実を図る。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を 把握	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
115 (148)		法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。		法務省において行う研修の参加 者に対してアンケート調査を実 施するなどし、研修等の効果を 把握	法務省
116		法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。		法務省において行う研修の参加 者に対してアンケート調査を実 施するなどし、研修等の効果を 把握	法務省
117		日本司法支援センターにおける犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修を実施する。		法テラスにおける職員に対する 研修の実施状況を把握	法務省
118		を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができ	補助金を活用して民生委員・児 童委員に対する研修を実施して いる自治体数を把握		厚生労働省
119			施する婦人保護事業関係者を 対象とした研修の実施状況を把		厚生労働省
120	女性警察官の配置等	警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、ワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。	捜査を担当する係への女性警察官の配置数 ・都道府県警察における性犯罪 指定捜査員の人数		警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
	被害児童からの事情聴 取における配慮	警察庁、法務省及び厚生労働省において、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って		都道府県警察における効果的 な取組を把握	警察庁
		協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施する ほか、被害児童からの事情聴取に際しては、場所・回数・方 法等に配慮するなどの取組を進める。		各地方検察庁における効果的 な取組を把握	法務省
121				児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との連携強化について周知、厚生労働省ウェブサイトへの掲載等の取組を把握	厚生労働省
122	ビデオリンク等の措置 の適正な運用	法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。			法務省
123	警察における犯罪被害 者等のための施設等の 改善	警察において、被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努める。		都道府県警察における犯罪被 害者等のための施設を活用した 事例を把握	警察庁
124	検察庁における犯罪被 害者等のための待合室 の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。			法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
第3 开	事手続への関与技	立 <b>充への取組</b>			
125		犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、警察において、 その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場 合を除き、迅速・確実に受理する。		届出の受理、組織的な事件管理 についての取組・指導状況を把 握	警察庁
126	告訴への適切な対応	犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしませばはまいない。		届出の受理、組織的な事件管理 についての取組・指導状況を把 握	
120		も相当とは言い難い場合もあるが、警察庁及び法務省において、引き続き、告訴について可能な限り迅速な対応が行われるよう努める。		告訴の受理・組織的な事件管理 についての取組・指導状況を把握	法務省
127	医療機関等における性 犯罪被害者からの証拠 資料の採取等の促進	警察において、当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。	いる都道府県警察数及び整備		警察庁
128		警察において、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。		医師等への証拠採取方法の教示について、各都道府県警察において行われた効果的な方法(合同会議の開催・教養マニュアルの作成等)を把握	警察庁
129	冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知 徹底及び適正な運用	法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被 害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に 運用されるよう努める。		冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付に関して、検察官等を対象とする研修において講義が 実施されている状況を把握	法務省
130	制度の周知及び閲覧請	法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知する。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。	犯罪被害者等に公判記録の閲	【後段】 刑事確定記録の閲覧・謄写事例 を把握	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
131	犯罪被害者等と検察官 の意思疎通の充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し 刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の 意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等によ る証拠化並びに犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用 等により、被害状況等の的確な立証に努める。		検察官と犯罪被害者等との意思 疎通の充実に関して、検察官等 を対象とする研修等において情 報共有や講義が実施されている 状況を把握	法務省
132		法務省において、犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるよう努める。		検察官による犯罪被害者等に 対する適切な対応に関して、検 察官等を対象とする研修等にお いて情報共有や講義が実施さ れている状況を把握	法務省
133	国民に分かりやすい訴 訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国 民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。		検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動に努めた事例に関し、検察官を対象とする会議において共有した状況等を把握	法務省
134 (80)	保釈に関する犯罪被害 者等に対する安全への 配慮の充実	加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。	再掲		法務省
135	者等からの意見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切な対応に努める。		対する適切な対応に関して、検察官等を対象とする研修等において情報共有や講義が実施されている状況を把握	法務省
136		法務省において、少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲 覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周 知する。			法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
137	少年審判の傍聴制度の 周知	法務省において、少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知する。	少年審判の傍聴の実施状況の 件数等を把握		法務省
138 (206)	日本司法支援センター における支援に関する 情報提供の充実	日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪 被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動さ せた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広 報活動を実施する。		法テラスにおける広報活動の実 施状況を把握	法務省
139 (221)		警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。		被害者連絡の実施状況や、「被害者の手引」の作成・活用状況等を把握 犯罪被害者等の保護・支援のための制度改正等を踏まえたパンフレットの改訂状況を把握	
140 (219)		警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。		外国人犯罪被害者等に対する 外国語版の「被害者の手引」の 作成・活用状況を把握	警察庁
141 (222)		法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。		犯罪被害者等の保護・支援のための外国語によるパンフレット等の改訂状況を把握	法務省
	刑事に関する手続等に 関する情報提供の充実 及び司法解剖に関する 遺族への適切な説明等	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるよう努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機		司法解剖に関する遺族への適切な説明等について、パンフレットの配布、県警ホームページへの掲載等、各都道府県警において行われた効果的な方法を把握	
142		関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手 続等について検討を行う。		・検察官による御遺族の心情に配慮することに努めた事例に関し、検察官を対象とする会議において共有した状況等を把握・また、司法解剖後の臓器等の保管・返還手続等の検討について、関係機関との連絡状況を把握	法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
143	踏まえた証拠物件の適	警察において、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。		適正な証拠物件の保管・管理状 況を把握	警察庁
144	証拠品の適正な処分等	法務省において、被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用に努める。		被害者の遺族等の心情を踏まえて行った証拠品の還付等の事例に関し、担当者を対象とする会議において共有した状況等を把握	法務省
145	捜査に関する適切な情 報提供等	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。		被害者連絡の実施状況や、「被害者の手引」の作成・活用状況等を把握	
146		法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者 等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するよう努め る。		検察官による犯罪被害者等に 対する適切な対応に関して、検 察官等を対象とする研修等にお いて情報共有や講義が実施さ れている状況を把握	法務省
147		警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。	や、危険運転致死傷罪の適用		警察庁
148 (115)	交通事件に関する講義 の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。	再掲		法務省
149 (114) (236)		法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の 犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等に よる講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の 内容の一層の充実を図る。	再掲		法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
150	不起訴事案等に関する 適切な情報提供	法務省において、不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不 起訴記録の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。ま た、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の 要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。		検察官等を対象とする研修における犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施状況を 把握	法務省
151		法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の要望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前又は 事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう 努める。		検察官等を対象とする研修における犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施状況を 把握	
152	検察審査会の起訴議決 に拘束力を認める制度 の運用への協力	法務省において、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成 16年法律第62号)による改正後の検察審査会法(昭和23年法 律第147号)で導入された、一定の場合に検察審査会の起訴議 決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意 を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き 続き必要な協力を行う。	ため、その増減により定量的進 捗効果を測ることはできないが、		法務省
153	受刑者と犯罪被害者等 との面会・信書の発受 の適切な運用	法務省において、受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発 受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き 適切に運用されるよう努める。		運用状況を把握	法務省
154 (101)	加害者処遇における犯 罪被害者等への配慮の 充実	法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している 「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等 や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心 情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動 を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充 実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方 も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施 設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載され ている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用 するよう努める。	再掲		法務省
155		法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の精神的・身体的状況、家庭環境、施設内での行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。		職員を対象に、少年簿の記載や 関係機関への情報提供につい て講義を行うなど、鑑別に関す る研修の実施状況を把握	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
156		法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申 を踏まえ、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の 聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施す る。実施に当たっては、刑事施設の長等と地方更生保護委員 会及び保護観察所の長との連携が図られるよう努める。		検討状況を把握	法務省
157		法務省において、保護観察対象者の問題性に応じた専門的処 遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラ ムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するな どして、当該プログラムを適切に実施する。また、保護観察 対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害 者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、 しょく罪指導を適切に実施する。	再犯防止プログラム、暴力防止 プログラム、飲酒運転防止プロ グラム)の実施件数及びしょく罪		法務省
158		法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を 考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等 伝達制度へのアクセスの向上、しょく罪指導プログラムの充 実化等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、 必要な施策を実施する。		犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上及びしょく罪指導プログラムの充実化についての検討状況を把握	
159	犯罪被害者等の視点に 立った保護観察処遇の 充実	地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置 を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等 の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その 他の事情を考慮するものとする。		改正更生保護法を踏まえた更生 保護の措置の運用の検討状況 を把握	法務省
160		犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することを、保護観察における遵守事項の類型に加える。		改正更生保護法を踏まえた指導 監督等の運用の検討状況を把 握	法務省
161		仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにする。		改正更生保護法を踏まえた被害 者等からの意見等聴取の運用 の検討状況を把握	法務省
162		具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置 を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即 して行動するよう、保護観察対象者に対し指導を行う運用に ついて検討を行い、当該指導の充実を図る。			法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
163			意見等聴取制度の実施件数を 把握		法務省
164	更生保護官署職員に対 する研修等の充実	法務省において、仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。		研修の参加者に対してアンケー ト調査を実施するなどし、研修等 の効果を把握	
165	研修等の充実	法務省において、矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。		研修の参加者に対してアンケー ト調査を実施するなどし、研修の 効果を把握	

	施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
1	第4 支	援等のための体制	整備への取組			
	166	総合的かつ計画的な犯	犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援の ための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針	犯罪被害者等支援を目的とした 条例等の犯罪被害者支援のた めの実効的な事項を盛り込んだ 条例等を制定した地方公共団体 数を把握	定状況についての情報提供、地 方公共団体における条例の制	警察庁
	167	地方公共団体における 総合的対応窓口等の周 知の促進	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局を定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策を周知するため、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実に努める。さらに、犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう、地方公共団体に対して要請する。		・総合的対応窓口等に関する ウェブサイト、ポスター、リーフ レット、SNS等の活用状況等 ・地方公共団体における相談機 関や各種制度等の周知の状況 (ウェブサイトの内容等) を把握	警察庁
		総合的対応窓口等の充 実の促進	警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定 都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体 の職員を対象とする研修、「犯罪被害者等施策情報メールマ ガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における好事 例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等を提供 するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要 請する。		総合的対応窓口等における適 切な犯罪被害者支援の事例を 把握	警察庁
			支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福	犯罪被害者支援分野における 社会福祉士や精神保健福祉士 等の専門職の配置数を把握	総合的対応窓口と関係機関・団体等との連携による効果的な犯罪被害者支援事例を把握	警察庁
	170		警察庁において、都道府県における市区町村の連携・協力の 充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害 者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地 方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、地 方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の 情報共有を促進する。		<ul><li>・都道府県による研修実施に対する協力状況</li><li>・地方公共団体をまたぐ効果的な連携・協力事例を把握</li></ul>	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
171	犯罪被害者等施策に携 わる地方公共団体の職 員等の育成及び意識の 向上	警察庁において、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供するとともに、地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例を含め、犯罪被害者等支援に関する資料の提供に努める。		・主管課室長会議の実施状況及びその結果の提供状況 ・施策講演会の実施状況及びその結果の提供状況 ・地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例を含めた犯罪被害者等支援に関する資料の提供状況を把握	警察庁
172 (59)	ワンストップ支援セン ターの体制強化	内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891 (はやくワンストップ)」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。			内閣府
173 (60)		警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。	再掲		警察庁
174 (61)		厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者 支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンス トップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、 協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援 団体等に提供する。	再掲		厚生労働省
175 (62)		厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。	再掲		厚生労働省
176 (63)		前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。			内閣府 警察庁 厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
177 (57)	性犯罪被害者等に対す る緊急避妊に関する情 報提供	厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所 や女性健康支援センター等による情報提供を行う。	再掲		厚生労働省
178 (58)	性犯罪被害者への対応 における看護師等の活 用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力 を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専 門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓 発を推進する。	再掲		厚生労働省
179		文部科学省において、性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。また、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知する。	クールソーシャルワーカーの配	24時間子供SOSダイヤルにおける周知状況を把握	文部科学省
180	配偶者等からの暴力事	内閣府において、都道府県及び市区町村内の関係部局その他 関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力事案の被害 者の支援に係る取組の充実を図る。		研修の実施等、地方公共団体 への支援となる取組を把握	内閣府
181 (239)	ての役割を果たせる民	警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等)を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。		<ul><li>・民間被害者支援団体に対する 支援の状況</li><li>・民間支援員も参加可能な研修 の実施状況 を把握</li></ul>	警察庁
182		警察において、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。		都道府県警察における他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力の充実状況及び他機関の制度の情報提供に努めた状況を把握	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
183	及び被害者支援地域 ネットワークにおける 連携の推進	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体、地方検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る、警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。		都道府県警察における被害者 支援連絡協議会等のメンバー間 の連携強化及び具体的事案に 応じた対応力の向上のために 行った取組状況を把握	警察庁
184	の充実等	警察において、全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓に応じるといるという。このという。このという。このという。このという。このとのでは一切を問題をでは一方では一方では一方では一方では一方では一方では一方でで、一方では一方でで、一方では一方でで、一方では一方でで、一方では一方でで、一方では一方でで、一方では一方でで、一方では一方でで、一方では、一方では		相談体制の充実等を図るために行った取組の状況を把握	警察庁
185		性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直	性犯罪相談電話の受理体制が 整備されている都道府県警察数 を把握		警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
186	警察における被害少年 等が相談しやすい環境 の整備	警察において、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	設外への設置数 ・ヤングテレホンコーナー等の設 置数		警察庁
187	指定被害者支援要員制 度の活用	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を実施するなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。			警察庁
188	交通事故相談活動の推 進	国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。		研修の実施等、地方公共団体 への支援となる取組を把握	国土交通省
189	公共交通事故の被害者等への支援	能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたるコーディネーショ	<ul><li>・研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数</li><li>・被害者等支援計画の策定事業者数を把握</li></ul>		国土交通省
190		厚生労働省において、配偶者等からの暴力を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する婦人相談所等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。	・都道府県等が実施する配偶者等からの暴力を受けた女性の人数 ・配偶者等からの暴力の特性等に関する婦人相談所等の職員の理解を深めるための専門的な研修の実施状況を把握		厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
191	ストーカー事案への対 策の推進	内閣府において、被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく 適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる 人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進す る。		・研修の実施状況 ・研修内容についてのアンケート 調査を実施し、その結果等 ・人材の育成に資する取組の把 握やマニュアルの改訂内容 を把握	内閣府
192	ストーカー事案への適 切な対応	警察において、「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年4月24日改訂)を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策(被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援を図るための措置)を行い、関係機関・団体等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。		関係省庁会議等において、ストーカー総合対策に関する関係 省庁における取組状況を把握	警察庁
193	人身取引被害者の保護 の推進 の推進	人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策については、 関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催する とともに、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16 日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、国民に対する情報提 供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。		「人身取引対策行動計画2022」 に記載された各施策の推進状 況を把握	内閣官房
194 (264)	ネット上の誹謗中傷等	に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗 中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。	・児童・生徒、保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に向けた啓発のための無料の出前講座「e-ネットキャラバン」の開催回数・違法・有害情報相談センターへの相談件数を把握		総務省
195	支援活動における福	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携強化を図る。		精神科医等による犯罪被害者 等の保護・支援について、検察 官等を対象とする研修等におい て講義が実施されている状況を 把握	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
196	検察庁における被害者 支援員と関係機関・団 体等との連携・協力の 充実・強化及び情報提 供の充実	法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供するよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。		犯罪被害者等支援のため、検察 庁における被害者支援員等の 連絡先等を記載したパンフレット の改訂状況を把握	法務省
197	更生保護官署における 被害者担当保護司との 協働及び関係機関・団 体等との連携・協力に よる支援の充実	法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び 被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不 安を傾聴し、そのニーズに応じ、適切な関係機関・団体等へ の紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等 との連携・協力を強化するなどし、支援内容の充実を図る。			法務省
198	被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実	法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に 配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等の心 情や犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めると ともに、適切な対応を確実に行うことを目的として、様々な 犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義等の研修 を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被 害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップ を図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、犯罪被害者 等施策の適正な実施に努める。		研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握	法務省
199	犯罪被害者等の意見を 踏まえた運用改善や制 度改正についての検討	法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を 考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏ま えた運用改善や制度改正について検討を行い、3年以内を目 途に結論を出し、必要な施策を実施する。		犯罪被害者等の意見を踏まえた 運用改善や制度改正について の検討状況を把握	法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
200	犯罪被害者等の相談窓 口の周知と研修体制の 充実	法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談や人権侵犯事件の調査救済制度について引き続き周知する。また、「さもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」、「SNSを利用した人権相談」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。さらに、人権相談に理解し、適切の一層の充実を図る。さらに、場では、適切の一層の充実を図る。さらに、場ででは、のでは、犯罪被害を含むとができるよう、研修の一層の充実に対し、のできるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に対める。	モニター調査による人権相談窓	【研修体制の充実】 人権相談に関する研修の実施 状況を把握	法務省
201	犯罪被害者である子供 等の支援	法務省において、子供、女性、高齢者、障害のある人等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。		関係機関との連携状況を把握	法務省
202	高齢者や障害のある人 等からの人権相談への 対応の充実	法務省において、老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、高齢者や障害のある人と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。	社会福祉施設における特設の 人権相談所開設回数を把握		法務省
203	日本司法支援センターによる支援	しつつ、その置かれた状況を適切に聴取すること等により、 個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できる	法テラスにおける関係機関等紹介件数並びに精通弁護士紹介件数及び精通弁護士名簿登載者数を把握	法テラスにおける職員に対する 研修の実施状況を把握	法務省
204		日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取を行うなどして、関係機関・団体との連携・協力の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じて最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。	<ul><li>・地方事務所での問合せ受付件数</li></ul>	連携・協力関係強化のための取	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
205		日本司法支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間 的経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。	法テラスにおける問合せ受付件 数を把握	関係機関等にQ&A等各種リーフレットを配布したり、窓口等での備え置きを依頼するなどの取組を継続していることを把握	法務省
206 (138)		日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪 被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動さ せた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広 報活動を実施する。	再掲		法務省
207		日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でないために弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助制度による法的支援を適切に行う。		総合法律支援法の一部を改正 する法律(平成28年法律第53 号)に基づく支援の内容を把握	法務省
208		日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児 童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法的 支援を適切に行う。		する法律(平成28年法律第53 号)に基づく支援の内容を把握	法務省
209	弁護士による犯罪被害 者支援に対する経済的 援助に関する検討	法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済 的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、 支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行 う。		法務省における弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等についての検討 状況を把握	
210	地域包括支援センター による支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応を含む 権利擁護業務の実施を推進する。	権利擁護に関する相談件数 を把握		厚生労働省
211 (237)	学校内における連携及 び相談体制の充実	文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。		犯罪等の被害に関する研修等 の把握	文部科学省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
212					文部科学省
213	機能の充実	文部科学省には、東京管庁要保が犯可な切育員に護務によるととが被事のという。本書ののでは、東京のではないはは、東京のではは、東京のではは、東京のではは、東京のではは、東京のでははは、東京のではははははははははははははははははははは		<ul><li>・学校外の関係機関との連携事例</li><li>・児童生徒及び保護者への対応</li><li>・児童生徒及び保護者への地域の関係機関についての情報の提供事例を把握</li></ul>	文部科学省
214	生徒等が不登校となった場合における継続的 支援の促進	文部科学省において、犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。		学校復帰のための継続的な支 援の事例を把握	文部科学省
215	関・団体等との連携・ 協力の充実・強化及び	厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。		都道府県において、周知を実施 していることを把握(なお、当該 仕組みは自治事務として行われ ているもの)	厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
216		厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。			厚生労働省
217	犯罪被害者等への情報 提供等の支援に関する 指導及び好事例の勧奨	警察庁において、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨する。		への指導の取組状況及び都道 府県警察における犯罪被害者 支援の好事例の紹介状況を把 握	警察庁
218	「被害者の手引」の内 容の充実等	警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等施策の紹介を含めた内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布を一層徹底するとともに、それらの情報をウェブサイト上で紹介する。		被害者連絡の実施状況や、「被害者の手引」の作成・活用状況等を把握	警察庁
219 (140)		警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している 外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直 しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける 紹介に努める。	再掲		警察庁
220		警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。	再掲再掲		警察庁 法務省
221 (139)	関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。			警察庁法務省
222 (141)		法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。	再掲		法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
223	性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	警察において、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。		・性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大について、「被害者の手引」の配布、県警ホームページへの掲載等各都道界、各部道界的な方法・性犯罪被害者が早期に犯罪被害者を支援団体による支援を受いたがな事者に対するための取組する「被害者に対するための取組する「被害者に対する「被害者に対する「被害者に対する」の配布等、各都道府県警において行われた効果的な方法を把握	警察庁
224	自助グループの紹介等	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。		民間の団体との連携、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介等の実施状況を把握	
225		警察庁において、関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施 策に関するウェブサイトを活用し、関係法令、相談機関等に 関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を 行うなど、その充実を図る。		犯罪被害者等施策ホームペー ジの更新状況等を把握	警察庁
226	海外における邦人の犯 罪被害者等に対する情 報提供等	外務省において、海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合、 当該邦人等の要請に応じて、在外公館(大使館、総領事館 等)を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提 供を行うとともに、可能な範囲で支援を行うよう努める。ま た、警察において、外務省と連携し、海外における邦人の犯 罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて民 間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯 罪被害者等への支援に努める。	在外公館が取り扱った邦人の犯 罪被害援護件数・援護人数を把 握	対する支援の事例を把握 海外における犯罪被害者等に	警察庁 外務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
	被害が潜在化しやすい 犯罪被害者等に対する 相談体制の充実及び理 解の促進	関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童 及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等か らの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるととも に、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜 在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、 その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運		・研修の実施状況 ・研修内容についてのアンケート 調査を実施し、その結果等 を把握	内閣府
		の醸成に努める。		警察における相談体制、被害が 潜在化しやすい犯罪被害者等を テーマとした研修やシンポジウ ム等の実施状況を把握	警察庁
				シンポジウムの開催事例を把握	総務省
227 (261)			<ul><li>・犯罪被害者支援ダイヤルの受電件数、地方事務所での問合せ受付件数</li><li>・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(精通弁護士)の人数</li><li>を把握</li></ul>		法務省
			<ul><li>・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況</li><li>・教育相談機関の設置数を把握</li></ul>	研修の実施やシンポジウムの開 催事例を把握	文部科学省
			児童福祉司、児童心理司、保健 師、弁護士、医師の配置状況等 を把握	児童虐待防止推進月間におけ る広報啓発の内容を把握	厚生労働省
			研修等の実施状況を把握	国土交通省	
228	犯罪被害者等の状況把 握等のための調査の実 施	警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する。		調査の実施状況を把握	警察庁
229		内閣府において、配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害者へ の支援実態等を把握するための調査を実施する。		配偶者からの暴力支援等の調 査結果を把握	内閣府

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
230		法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する。		令和5年度から予定している無作為抽出法による犯罪被害実態(暗数)調査及び精神に障害を有する者を対象とした犯罪被害実態に関する調査の各準備状況を把握	法務省
231	犯罪被害者等のメンタ ルヘルスに関する調査 研究の実施	厚生労働省において、メンタルヘルスに係る実態調査や、メンタルヘルスの回復に資するストレス関連障害の治療技法の研究等、犯罪被害者等の心の健康づくりを推進するための調査研究を実施し、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門家の育成や地域における犯罪被害者等への対応の向上に活用する。		犯罪被害を含めたあらゆる心的 外傷を受けた者に対して、メンタ ルヘルスケアを行う支援者がど のような対応を実施しているか 実態を把握	厚生労働省
232	児童虐待防止対策に関 する調査研究の実施	厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査 研究を実施する。		児童虐待防止対策に関し、関係 機関との連携状況等の実態を 把握	厚生労働省
233	警察における犯罪被害 者等支援に携わる職員 等への研修の充実	警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。		警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の 実施状況を把握	警察庁
234	被害少年の継続的な支 援を行う警察職員の技 能修得	警察において、被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員 及び少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウ ンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努め るとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努める。	<ul><li>・少年補導職員(少年相談専門職員を含む)の配置数</li><li>・専科教養受講者数を把握</li></ul>		警察庁
235 (112)	法務省における犯罪被 害者等支援に関する研 修の充実等	法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察 官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被 害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期 援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害 者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員 に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全 国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした 研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等 の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にする ための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努め る。	再掲		法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
236 (114) (149)		法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の 犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等に よる講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の 内容の一層の充実を図る。	再掲		法務省
237 (211)	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。	再掲		文部科学省
238	虐待を受けた子供の保 護等に携わる者の研修 の充実	厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立支援 を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相 談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員及 び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実 を図る。		研修センターによる研修の実施に加え、任用要件となっている法定研修を含め自治体で実施される職員の専門性の向上のための各種研修にかかる費用を補助するなどの取組を把握	
239 (181)	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等)を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。	再掲		警察庁
240	民間の団体の研修に対 する支援	警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師の派遣等の支援に努める。		民間の団体の研修への講師派 遣等の実施状況を把握	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
241	日本司法支援センター が蓄積した情報やノウ ハウの提供	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務を通じ て蓄積した情報やノウハウを、研修や講習を通じて犯罪被害 者等への支援に携わる関係者に提供する。		法テラスにおける情報やノウハ ウの提供方法、内容や提供先を 把握	
242	民間の団体に対する支援の充実	警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、これらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。	の財政的援助のための予算の	犯罪被害者等の援助を行う民間 団体の活動等を支援する取組を 把握	
243		法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。		民間の団体の研修への講師派 遣等の実施状況を把握	法務省 文部科学省 国土交通省
244 (18)	預保納付金の活用	振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込め詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。	再掲		金融庁 財務省 警察庁
245	犯罪被害者等の援助を 行う民間の団体の活動 への支援等	警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義と踏まえつの法及性等もいて、の効果の波及性等も踏まえつ、後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知に広報するなどはの団体の活動を支援する。さらに、関係所省庁を取出についる「犯罪被害者に対しても配信している」を、希望する民間の団体に対しても配信に対して、関係所省庁や民間の団体に対ける犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う民間の団体の対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の対ための新たな制度や取組について情報提供を行う民間のはかが、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の対し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の途切れることのない支援を促進する。		<ul> <li>・民間被害者支援団体の活動支援状況</li> <li>・民間被害者支援団体に対する情報提供の状況</li> <li>・地方公共団体と民間団体との連携による効果的な取組等を把握</li> </ul>	警察庁

	施策 6号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
	246 269)	犯罪被害者等の援助を 行う民間の団体に関す る広報等	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。		・広報の実施状況 ・イベント等を実施した際の参加 者アンケート結果 を把握	警察庁
2			特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。			内閣府
2	248	警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援の充実を図るための指導・助言を行う。		警察庁における全国犯罪被害者支援フォーラムの開催を始めとする全国被害者支援ネットワークとの連携状況を把握	警察庁
2	249	犯罪被害者等早期援助 団体に対する指導	都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し、改善命令をはじめとする指導を行う。また、その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。		都道府県公安委員会における 犯罪被害者等早期援助団体に 対する指導状況を把握	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
第5 国	民の理解の増進と	:配慮・協力の確保への取組			
250	学校における生命のか けがえのなさ等に関す る教育の推進	文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。		各都道府県の研修会の実施状 況等に基づき、道徳教育全体と して把握	文部科学省
251	学校における犯罪被害 者等の人権問題を含め た人権教育の推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する 法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権 問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層 の推進に努める。		<ul><li>・学校教育における人権教育の事例</li><li>・社会教育主事講習での実施状況及び公民館における学級・講座の開設状況</li><li>を把握</li></ul>	文部科学省
252	学校における犯罪被害 者等に関する学習の充 実	文部科学省において、警察等の関係機関と連携し、非行防止 教室等における犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。		犯罪被害者等に関する学習の 事例を把握	文部科学省
253	子供への暴力抑止のた めの参加型学習への取 組	文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組がなされるよう促す。		地方公共団体における地域の 実情に応じた教育事例を把握	文部科学省
254	性犯罪・性暴力対策に 関する教育の推進	文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」 (令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府 省会議決定)に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする 教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進する とともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者になら ないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育の充 実を図る。		学校教育における性犯罪・性暴力対策等に関する教育の事例を把握	文部科学省
255	家庭における生命の教育への支援の推進	文部科学省において、各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援を推進する。		地方公共団体の取組事例を把 握	文部科学省
256	演会の実施		切さを学ぶ教室」の実施状況を	都道府県警察における「命の大切さを学ぶ教室」、「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」等の反響等を把握	文部科学省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
257	生命・身体・自由等の 尊重を自覚させる法教 育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組の推進に努める。		<ul><li>・法教育推進協議会等の活動状況</li><li>・法教育活動への協力・支援、 法教育に関する広報活動等の 実施状況</li><li>を把握</li></ul>	法務省
258	犯罪被害者週間に合わ せた集中的な広報啓発 活動の実施	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間」(毎年11月25日から12月1日まで)を設定し、当該週間に合わせて広報啓発活動を集中的に実施する。また、犯罪被害者等の参加・協力を得て、地方公共団体に対し、当該週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を実施するよう要請する。		・犯罪被害者週間における広報 啓発の状況 ・イベント等を実施した際の参加 者アンケート結果 を把握	警察庁
259	犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する 積極的な広報啓発活動 の実施	警察庁において、関係府省庁のほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。		職能団体等の協力を得て実施した広報啓発の状況を把握	警察庁
260	国民に対する効果的な 広報啓発活動の実施	警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進する。		・シンボルマーク「ギュっとちゃん」の活用状況について状況 ・犯罪被害者等支援について考える機会の提供、犯罪被害者等 が置かれた状況及び犯罪被害 者支援の重要性等に関する広 報啓発の状況 を把握	警察庁
261 (227)	被害が潜在化しやすい 犯罪被害者等に対する 相談体制の充実及び理 解の促進	関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童 及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等か らの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるととも に、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜 在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、 その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運 の醸成に努める。	再掲		内閣府 警務省 総務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
262	犯罪被害者等支援のた めの情報提供	内閣府において、配偶者等からの暴力事案等の被害者に対す る支援情報等をウェブサイト等で提供する。		配偶者からの暴力等被害者に 対する支援情報等の内容を把 握	内閣府
263		内閣府において、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開する。		「若年層の性暴力被害予防月間」における広報啓発の内容を 把握	内閣府
264 (194)	ネット上の誹謗中傷等 に関する相談体制の充	総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。	再掲		総務省
265		内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。		「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発の内容を 把握	内閣府
266		内閣府において、「全国交通安全運動」の期間を中心に、交 通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施 されるよう努める。		春・秋の全国交通安全運動における広報啓発の取組事例を把握	内閣府
267		法務省において、「人権週間」(毎年12月4日から同月10日まで)を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報啓発活動を実施する。		犯罪被害者やその家族の様々な人権問題について説明する人権啓発冊子の配布状況を把握	法務省
268		厚生労働省において、体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。		児童虐待防止推進月間におけ る広報啓発の内容を把握	厚生労働省
269 (246)		警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。	再掲		警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
270		警察庁において、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導する。		都道府県警察における広報啓 発活動等の取組事例を把握	警察庁
271		警察庁において、広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努める。		警察庁における広報啓発用の 冊子の作成、ウェブサイト上で の警察の犯罪被害者等支援施 策の掲載等の状況を把握	警察庁
272		警察庁において、スマートフォン等からアクセス可能な媒体 等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向 けた情報提供に努める。		各種広報媒体における少年の 犯罪被害の防止等に向けた情 報提供状況を把握	警察庁
273		関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者等施策を含め、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。		調査状況及びその公表状況を 把握	内閣府 警務省 総務務省 文部 学省 厚土 交通省
274 (89)	犯罪被害者等に関する 情報の保護	警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。	再掲		警察庁
275	報の保護に配慮した地 域における犯罪発生状	警察において、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。		犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪 発生状況等の情報提供の実施 状況を把握	
276		子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施する	交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子の配布数や、交通事故被害者等による講演等の実施回数を把握		警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	担当府省庁
277		警察において、都道府県警察等による運転者等に対する各種 講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデ オ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等により、交通 事故被害者等の声を反映した講習を実施する。	の声を反映した各種講習の受講		警察庁
278	の悲惨さについての理	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。		各都道府県警察からの報告等 により、交通事故に関するデー タの公表状況を把握	警察庁
279		警察庁において、交通事故被害者に関する統計データの犯罪 被害者白書への掲載の充実を図る。		犯罪被害者白書における交通 事故統計の掲載状況を把握	警察庁